

第1. 設問 (1)

大抵
OKです。

一問27=12
二問23=23

1. 本件計画の性質の如何。

答: 27が27。

行政訴訟法 (行政事件訴訟法 (以下「行訴法」といふ)) 3条1項) の対象となる処分である。国又は公共団体の行為のうち、その行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を決定するものという。行政12-27!

1. 本件計画の法的性格について。

(1) 農振法8条1項に基づき指定された本件計画は定められている。

276+29
273+27
使えるのに

→ だから、どうなりが? 予備書までい

(2) 農振法14条、15条に基き農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定された用途に係せられているとき、所有者は使用、収益する者に指定した用途として使用すべき勧告がなされる。また、これに従わないときは、所有権の移転を勧告し、指定した用途に用いる者へ之らに必要であれば調停をすることが出来る。

(3) 農振法15条の2は、開発行為の制限を農用地区域内の土地について定めている。→ 同前

(4) また、その土地は指定された用途以外の用途に係せられることとなる。これを制限する旨も定められている (農振法17条)。

用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

1 / 7 ページ

(5) 本件計画は農用地地区域内の土地として指定されることは、上記(2)、(3)、(4)の権利義務の制限を受ける。

2. 判例によれば、都市計画決定上の用途地域への指定について、それが直ちに国民の権利義務を変動させるものではないが、~~これを制限する~~その自由な利用を~~性~~制限する場合に、処用性が認められる。

3. 本件農地のおける個別の農地を農用地地区域から除外するための計画変更は、上述した権利の制限を無くするものである。

よって、指定が処用性を有するものであるが、それを変更することにより処用性が認められる。

Ⅱ. 申出の拒絶の処用性。 **押込**

1. 本件運用指針4条1項は、**農用地利用計画**の変更を必要とする者はその申し出をいかなる場合においても受けなければならない旨を定めている。

2. (1) 農振法13条1項は、**経済動向事情**の変動その他情勢の~~変遷~~推移に必要が生じた場合、計画を変更すべきことを定めている。

(2) したがって、計画の変更は行政が裁量によって判断するものであり、その申し出の拒絶は事案上の内容に依るものではない。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

3. 141. 本件運用指針1条は、変更に関する運用は同指針におおむねおのづかきである。14条1項は申し立てをおおむねおのづかきである。

4. したが、1. 計画の変更は国民からの申し立てをおおむねおのづかきであるものといえる。よって、これを拒絶すること、計画を変更しないという法的地位を申請者に与えるものではない。

5. よって、拒絶におおむねおのづかきである。

Ⅱ. 救済の必要性について。 → **別の項目で検討する**
意図が合符にない

本件農地について別の処分を申請し、その拒否処分は取消訴訟を提起することが出来る。そして、XはⅡ. 上述の1. Ⅱに對權利が自らにおおむねおのづかきであるわけではない。

よって、救済の必要性はない。

上記の1. Ⅱに對ある。 ← ?

設問に対応するもの
終わります!

第2. 設問(12)

要件検討9中

1. 訴訟要件について。

権利を侵害する

Xは本件為の違法確認の訴え(行政訴訟条4項)を提起するものである。

1. 原告適格について。

(1) 「処分」「行為」の申請を「行政」が本件為の違法確認訴訟を提起する。(行政訴訟条4項)

(2) Xは本件計画の変更について申請をしない。

高等司法研究科
 (令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙)

科目名	受験者記入票番号
R2 行政法	

本件計画は処分がある。

よ、7. (1) にある。

小見出しの有無は
 結ぶしきり!

る。(1) 同許又は、行政庁が該処分に基き申請を行うに
 相当の期間内に如何なる処分を為すべき
 のにこれを用いせしむることについて違ふの確証を
 求めるものがある。(行新法3条5項)

同の條が
 始まる
 所から

(2) Xは本件運用規程第4条1項に基き
 申請をした。

「本法」には地方公共団体の規則を属す
 る(行政手続法以下「行手法」といふ)2
 条1号)。

~~また~~ B市はこれをXに返還したが、本件
 運用規程によると、申請を受けとるに
 4条4項 して変更は処分である。

の可否は申込人に通知しなければならない。にもか
 わらず、B市はこれを拒否した。

よ、7. 行新法3条5項を対している。

~~また、B市はこれを拒否した。~~

よ、以上より、Xは本件為の違法確認訴訟を適法に
 提起できる。なお、被告はB市である(行新法11条1項
 1号、同28条1項)。

II. 本案の主張。

1. 行政庁は、申請がその事務所に到達したとを以

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

4 / 7 ページ

科目名	受験者記入票番号
K2 行政法	

直ちに当該申請の審査を開始しなければならない
（行政手続法7条）。

（2）Xは、令和元年5月8日、
本件申請書を所定の期日までに提出したが、
この請求を拒否された。

B市のこの取り扱いは、Xの申請に相手と許認可
可能等を拒否するものではないから、行政手続
法7条に反する。

（2）Xは、令和元年5月10日、本件申請書を郵送
したが、B市はこれをXに返送した。これと（1）
と同じ理由で行政手続法7条に反する。

3. これに対し、B市としては、所定の期間を経過する
までは本件申請書を受け付けられない、上記の
対応は違法ではないと反論することが考えられる
（農振法施行法9条）。

しかし、B市はXの申請を本件申請を拒否され
ばよいのであり、上記の反論には理由がない。

4. Xは以上の主張を本審に訴えているのである。

第3. 設問 2. 材料Bに29!

I. 17日の主張 誘導に9に21あり!

1. 農振法13条2項5号に定める事業は、農
振法施行法第4条の3第10号に定め、農
業の生産性を向上させることと並行の目的とする

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること（番号のないものは採点しません）

5 / 9 ページ

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号
12 行政法	

かに限定されている。

2. 本件事業は、農業用の田排水施設の改修工事であり、大雨時の周辺農地の冠水や施設の維持管理費の増加被害が顕在化しているに
5 対し、先述した従来の田排水施設の補修・改修を行うものである。

したがって、本件事業の直接の目的は従来の施設の補修・改修にある。よって、農振法
10 13条2項5号に規定の事業にあたらない；

4. また、本件農地は高台に所在するため、仮に本件事業が農振法13条2項5号にあては
15 っても、高台にある水の影響を受けない本件農地は本件事業の対象外である。

5. 以上の3点は、~~農振法13条2項5号~~に本件事業
20 はないという点に当たるとある点で誤っており、また仮に
あるとしても本件農地はその対象外であるのに
その対象であるとしており、違法である。

Ⅱ. 27日の主張 ← 同前!!

1. 農振法施行令第9条は、工事完了後8年の経過を基準としている。

しかし、農振法は土地改良事業との関係が農用地区域からの除外を制限している。

これは、土地改良が完了した場合には

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

6 / 7 ページ

必ずしも一律に8年の期間制限を設ける必要はないことを意味する。

2-1に示されているが、一律に8年の経過を要件として

（本件事業は10年前に完了しており、土地改良に必要）
は必ずしも完成しているといえない。

農振法と農振法9条を適用するに当たっては、農振法の趣旨に反し違法である。

土地改良法によりなされた土地改良事業である

以上

の7秒。

(四) 概略

まず1問に20mあり、17日に19mはとられてし

ていた。これは、27日までの命令が下されたと思われ、17日に
時間と10分程度にすぎない。これは、27日に

27日の答末構成に基いて、27日の解答をいじる

べきでない。27日の27日の、17日までの解答をいじる

趣旨を把握する時間がある。

↓ 以上より、全設問の構成に基いて、解答し始めるべきである。

① 設問間の分量バランスは適当である。

② ナンバリングがどのような趣旨で分けられているか、分岐点に注意

所が、複数のあり構成員が伝わり、17日に19mはとられてし

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

③ 小見出しを付けるのは有効である。同じレベル

ナンバリングに基いて、17日に19mはとられてし